

[事案 20-36] 保険料払込免除請求

- ・平成 20 年 10 月 1 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 9 月 30 日 裁定終了

< 事案の概要 >

仕事中の事故により両耳の聴力を全く永久に失ったとして、保険料払込免除と事故後の支払済保険料の返還を求め、申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 15 年 7 月、仕事でカラオケ音響機材の修理の際に大音量が耳元を直撃、左耳鳴りが出現し、左聴力低下を自覚したとして、翌月中旬に A 耳鼻咽喉科にて診察を受け、「左急性感音性難聴」と診断された。同月下旬 B 病院に転院したが、同年 10 月頃より右難聴も出現、その後、両耳の聴力が更に低下し、「両高度感音性難聴」と診断された。その後も加療を続けたが、聴力は徐々に増悪し、回復の見込みがなく症状が固定（19 年 7 月頃）し、「両特発性難聴（原因不明の進行性難聴）」との B 病院の診断を受けた。

その障害状態は、保険約款の別表に規定されている保険料払込免除の対象となる身体障害状態（(1)両耳の聴力を全く永久に失ったもの）に該当し、聴覚障害の原因もカラオケ音響機器の修理の際に大音量で出力された音を聞いた事故によるものであることから、約款で規定する保険料払込免除事由に該当する。

そこで、将来の保険料の払込免除と上記事故後に支払済みの保険料の返還を求めたところ、保険会社は、保険料払込免除事由には該当しないとして保険料払込の免除を認められない。障害の原因は偶発的な事故であり、保険料の払込免除を認めるとともに、上記事故後に支払った保険料を返還してほしい。

< 保険会社の主張 >

約款の保険料払込免除事由として、「被保険者が責任開始後の生じた別表に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180 日以内の保険料払込期間中に別表に定めるいずれかの身体障害状態に該当したとき」としている。

しかし、申立人の聴力低下については、当社にて申立人の担当医師 2 名に確認したところ、いずれの医師も聴力低下の原因を「疾病」としており、約款の保険料払込免除には該当しないものと判断している。

したがって、申立人の聴覚障害は、約款の保険料払込免除事由に該当しないので、保険料の払込免除および支払済保険料の返還に応ずることは出来ない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人の聴覚障害が約款の別表で定める「両耳の聴力を全く失った」状態に当たり、保険料払込免除事由の身体障害状態に該当することは当事者間においても争いがないことから、申立人の身体障害状態が、不慮の事故による傷害を直接の原因とするものかについて審理した。その結果、以下により本件申立ては認められないものとし、生命保険相談所規程第 44 条にもとづいて裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

(1) 保険会社の委託会社において、A 耳鼻咽喉科および B 病院の医師に確認した内容によると、いずれの医師も、申立人の聴覚障害は大音量を聞いたこと（外傷性）によるものではなく、原因不明の疾病によるものであるとの意見を述べている。（但し、疾病の原因が不明ということもあり、必ずしも断定的な意見とはいえない。）

また、保険会社において、複数の社内外の医師に確認したところ、「外傷性ではないと

言い切れない可能性もある」と指摘する医師もいるが、他の医師は、疾病の可能性を指摘する。

- (2) 申立人の主張が認められるためには、申立人の聴覚障害が「不慮の事故」によるものと証明される必要があるが、別表によれば、「不慮の事故」とは「急激かつ偶発的な外来の事故」とされているから、疾病が該当しないことは明らかである。そして、上記医師らの意見を総合すると、申立人の聴力障害は、疾病が原因である可能性が窺われ、「不慮の事故」によるものと認めることは出来ない。